

平成28年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年12月9日(金) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第163号 市道路線の認定について
議第164号 村上市農業委員会の委員等の定数に関する条例制定について
議第165号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第166号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第170号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第173号 平成28年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算(第1号)
議第177号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第178号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第179号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第180号 平成28年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)

4 出席委員(8名)

1番	川村敏晴君	2番	本間善和君
3番	平山耕君	4番	本間清人君
5番	姫路敏君	6番	大滝久志君
7番	小田信人君	8番	川崎健二君

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

小杉武仁君	鈴木いせ子君	小杉和也君
竹内喜代嗣君	山田勉君	

7 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

9 説明のため出席した者

副市長	忠聡君
農林水産課長	山田義則君
同課農業振興室長	阿部正昭君(課長補佐)
同課農業振興室係長	鈴木義貴君

同課農業振興室係長	伊藤孝雄君
同課林業水産振興室長	大滝敏文君(課長補佐)
同課林業水産振興室副参事	本間研二君
農業委員会事務局長	小川寛一君
商工観光課長	竹内和広君
同課商工振興室長	山田昌実君(課長補佐)
同課商工振興室副参事	玉木善行君
同課観光交流室長	小川智也君(課長補佐)
同課観光交流室係長	小田朋子君
建設課長	中村則彦君
同課整備室長	伊与部善久君(課長補佐)
同課整備室係長	小田康隆君
同課管理室長	小野道康君
同課管理室副参事	風間貴志君
同課日沿道対策室長	山田広良君(課長補佐)
都市計画課長	東海林則雄君
都市計画課参事	本間孝則君
同課都市政策室長	志村悟君(課長補佐)
下水道課長	早川明男君
同課工事係長	臼井信一君
同課管理業務室長	稲垣秀和君(課長補佐)
同課管理業務室係長	齋藤健一君
同課管理業務室係長	渡邊貴志君
水道局長	川村甚一君
同局管理業務室長	内山治夫君(課長補佐)
同局管理業務室係長	宮村勉君
村上水道事務所長	山田知行君(課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	佐藤博君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
山北支所産業建設課長	富樫一男君

10 議会事務局職員

局長	田邊覚
係長	鈴木渉

(午前9時58分)

委員長（川崎健二君）開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第163号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設課長 皆さん、おはようございます。それでは、議第163号 市道路線の認定についてご説明する。村上地区2カ所、3路線である。開発行為で整備された路線道路と、市道の道路改良工事の完了に伴い、市道認定をお願いするものである。別記の下の表でご説明させていただく。認定路線の幅員延長調書と、もう一つは右のほうの図面であるが、路線説明図をごらんいただきたいと思う。上のほうから山辺里40号線及び山辺里の41号線であるが、この2路線とも宅地開発に伴い整備された路線である。山辺里40号線、幅員6メートルから10.2メートル、延長185.2メートルである。山辺里41号線は、幅員6メートルから9.5メートル、延長73メートルである。道路の位置する場所であるが、右のほうの図面をごらんいただきたいと思うが、山辺里地内、図面左側、国道7号である。山辺里交差点から県道上山田山辺里線を日沿道村上山辺里インター方向に向かい、ヤンマー農機販売前から株式会社ヤマノイ脇まで、この間の開発行為に伴い整備された道路である。位置関係については40号線、41号線とも図面でご確認いただきたいと思う。次に、瀬波17号支線である。この路線については、市道の道路改良により整備した路線である。幅員が5メートルから7.8メートル、延長16.7メートルである。道路の位置する場所については次のページになるが、学校町地内の図面右下が村上中等教育学校である。学校敷地の西側を外周する道路、これが市道中道3号線であるが、これと環状3号線の県道瀬波温泉線を接続する道路になる。全体の道路改良延長としては、点線部分も含めて66メートルある。道路改良を進めてきたが、今回工事が完成したので、このたび用地買収して道路を新設した部分の矢印区間17.7メートルあるが、これまで市道認定されていなかった区間について新たに市道認定をお願いするものである。以上で説明を終わる。よろしく願います。

（質疑）

姫路 敏 天神岡のところだが、山辺里40号線、41号線、ここは今宅地開発で住宅、これももとがシラサワの土地だったわけだ。そこを住宅地として開発するというので、懸念されていたのが、脇にあるヤマノイさんの工場だ。ヤマノイさんは昭和50年前後に上片町でそこで仕事をしていると、産業廃棄物関係だということ、ここを村上市に紹介されて来たわけだ。それでいわゆるそこであれば住居等が建たないし、

建つ予定もないのでということでそこに来られたという表現、移動させられたというか移動したわけである。その脇に山口鉄工が今来ているけれども、鉄工所があった、前の鉄工所倒産されて、それで山口さんが来たのだけれども。彼らもあわせて産業関係でいわゆるそこでやっていただきたいということで来たのに、まさか何十年もたってそこに住宅地ができるなんていうのは夢にも思っていなかった。そうすると、産業廃棄物関係だとそこに宅地が造成されると、みんなから印鑑もらって歩かなければならないということで、非常に困るという話が2年ぐらい前にあったのだ。移動も含めてそこがこうやって市道認定されて、宅地がどんどん進んでいくと、子供たちもそこに集まる。ところが、産業廃棄物のトラック、ダンプが出入りするということで非常に悩ましいというのが現状。その中であわせてヤマノイさんの移転補償とかあるいはそういったところまで踏み込んだ考え方というのはされていないのか、認定と同時にいろんなことあるけれども。これは竹内課長が十分によく知っているはずなので、今商工観光課長になっているけれども、当時政策推進課参事だったので、その辺も含めてちょっと、建設課長も含めて説明してもらいたい。

建設 課長

今回の市道認定については、今ほど申し上げたように開発行為の手續に伴い、開発行為終了後は市道として帰属、そして管理するような方向性でもって、法的な協議を進めてきて、今回引き継ぎを終わって市の認定をかけるものであって、過去の今ほどお話あった内容的なことは詳しく存じ上げていない。

商工観光課長

今ほど姫路委員のおっしゃるとおり、私異動前が政策推進課の参事だったわけであるが、それでこの案件について姫路委員及び複数の議員からご相談を受け、事業者であるヤマノイさん及び山口鉄工さんとお話し合いというか、何度か協議をさせていただいた。今姫路委員のおっしゃった移転とか補償とかについても、ヤマノイさんと直接複数の候補地を当時選んでどうでしょうかという話はしたけれども、結局適地ではないという判断をヤマノイさんのほうからいただいた。その際には移転補償を公共事業費として払えるかどうかの踏み込んだ議論までには、財政課を通して話はしたが、結論には至っていないと。その後私は今現在異動しているわけであるが、引き継ぎはしてきた中で、先般たまたま現在の政策推進課の担当から聞いたところ、先月やっぱりヤマノイさんといろんな意見交換はしているというお話はお聞きしている。それと、ちょっと長くなって恐縮だが、先ほど姫路委員のおっしゃられた住宅ができることによって、交通事故が一番心配だということは、当時私政策推進課のほうでも一番心配しているので、微々たるというか本当に焼け石に水なところはあるが、スピードを出さないでくれという看板と、それから交差点へのカーブミラー、それから事業者様のほうへ宅地ができることによって荷物の運搬への注意喚起のほうをしていただきたいということで、ヤマノイさんとお願ひして、異動前の段階ではそこまで整理をして現在政策推進課に引き継がせていただいているという状況である。

姫路 敏 上のほうあるよね、山辺里 40 号線になろうとして、その上のほうも市道認定かかったと思うのだが、ここは本来であれば住宅建てられなかったところなのだ。そこに住宅が建ったときに危機感あったわけだ、山口鉄工さんも何も。要するにどういう危機感かという、我々はいわゆる産業廃棄物あるいは鉄工所として大きなダンプ、トラックが出入りするということに伴って、市からのお願いごとでこちらに来たのに、そこがどんどん、どんどんこういうふうにし道認定で宅地だというふうの開発されてくると、賑やかになるのはいいのだろうけれども、また違うのだよと、仕事をしていくに当たって。それといろいろな更新のときに印鑑が必要だと、隣近所の、そういう産業廃棄物であればいろいろ工場を建てる、何をするというときに。そのときにその住宅地回ってそのときに印鑑もらえるだろうかという、今度そういうところまで言ってくるわけ。だから、そういうことを考えたときには、市道認定するということはそこを公道として認めて、いわゆるまたどんどん住宅が建ってくるということなので、そこを通らなくてもいいような部分も含めて、今後横のほうも少しある、どの道か私見ていないが、砂利道になっているのか、小さい道、細い道。その辺も含めて今後やっぱりそういった事業者に対する心遣いもって市道認定の幅を広げていく、行政として考えていくということをやってもらわないと困ると、こういうふう思うが、どうなのか、その辺は。

商工観光課長 委員おっしゃることごもっともであって、昨年私がいた当時、今の委員の懸念点を解消したいということで、側道、それから今のヤマノイさんに入るところに別のバイパス、専用のバイパス道路ができないかということで、具体的に建設課の担当と話をして、図面を書いているんなお話をさせていただいた経緯はある。今現状で交通事故防止をするという点では今姫路委員のおっしゃるとおり、一般道ではなくて工業団地はそこから出入りしてくださいという道路をつけるというのも一つの手法ということでの検討はさせていただいたが、実は山口鉄工さんとヤマノイさんとの敷地の境の関係とか、それから地権者の方が、そこに行くには実は田んぼの購入が必要で、地権者の方ともヤマノイさんのほうでも二、三話し合いはしたが、用地の関係でうまくいっていないという報告は先月お聞きしている。

姫路 敏 私はこの市道認定には反対のことを考えているけれども、こんなことをして事業者はあっちのけで、どんどん、どんどん市道認定されていったら困るなど。だから、この市道認定についてみれば、やっぱり今後そういうところにも配慮するという言葉があって、初めて賛成できるものだ。それぐらいまでやっぱり答弁していかないと、あるとき答弁して忘れてからまた今答弁しているのでは困るから、その辺副市長どうなのか。しっかりとその辺の事業者に配慮したやり方で、やっぱり今後市道のことも、認定のことも考えてやっていくということと言えないか、ここで。

副市長 大変不勉強であったけれども、確かに今までのいきさつがあって、そういった状況から旧市街地からそちらのほうへ移転させられたということなのであれば、やっぱり

今後開発行為に当たってはそこら辺のこともしっかり踏まえて、周りの状況を勘案しながら進めていくということをお話したいと思う。よろしく願います。

姫路 敏 配慮してくれるというのであれば、それにこしたことはないのですが、これは賛成していいとは思いますが、一応そういうことで今後市道認定するに、ただその場所だけではなくて、周りのことをしっかりと考えてやってもらいたいなど、こういうふうにする。以上である。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 163 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 2 議第 164 号 村上市農業委員会の委員等の定数に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（農業委員会事務局長 小川寛一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農業委員会事務局長 それでは、議第 164 号 村上市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを説明させていただきます。本案は、農業協同組合法等の一部を改正する法律に関係し、改正農業委員会法が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに村上市農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するものである。これまでの定数条例の内容は、農業委員の定数や選挙区、団体推薦について定められていた。今回の定数条例は、区域の設定ができないことや新たに農地利用最適化推進委員が制度化されたことに関する内容となっている。具体的には委員の定数については、農業委員会法施行令第 5 条の規定により、これまでの半分の 19 人が上限となっている。また、改正令附則第 3 項により専任委員が 7 人を超えている場合には、農林水産大臣の承認を得て定数を引き上げることができる特例を適用し、委員 1 人を追加し、全体で 20 人の定数としたものである。また、農地利用最適化推進委員の定数については、国の基準では農地面積 100 ヘクタールに 1 人の割合を上限とすることが定められている。農業委員会で設置した検討委員会で協議した結果、推進委員の全体の定数を現在の委員数と同等とするとの合意が得られたため、推進委員については 19 人としたものである。なお、現在の農業委員については農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第 29 条第 2 項の規定により、現在の委員の在任期間である平成 29 年 7 月 31 日まで任期がある。説明は以上である。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 164 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 165 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 それでは、議第 165 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の 17、18P をごらんいただきたいと思う。施設の名称は林産物展示販売施設である。指定管理者となる団体は、とれたて野菜市かみはやし株式会社代表取締役 川崎澄子である。4、公募によらない理由は、当該施設を運営するために設立された法人で、施設の設置目的等を理解しており、平成 20 年 2 月 1 日から指定管理者としての実績があるためという理由からである。5、指定管理者となる団体の概要は資料に記載のとおりである。また、6 の下段に指定期間における申請指定管理料は無償としている。7、選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。以上、簡単であるが、説明とさせていただきます。

（質 疑）

姫路 敏 ここは従業員さんは何人ぐらいいるのか。

農林水産課長 神林支所産業建設課長に説明させていただく。

神林支所産業建設課長 とれたて野菜市かみはやし株式会社のところであるけれども、職員は 4 名、パートが 3 人、それから管理が 1 人ということで、職員は 4 人である。うち、3 人と 1 人である。

姫路 敏 それは職員だから正社員か。お幾つぐらいの方、わかる、その辺。

神林支所産業建設課長 職員 4 人のうち管理職が 1 名でパートが 3 人で、管理職については 60 代、パートの方についても 60 代から 70 代の方がいる。

姫路 敏 60 歳未満の方はいないという会社なのだね、それで理解していいか。

神林支所産業建設課長 パートの中には若い人はとれたて野菜市かみはやしのほうにはいない。

姫路 敏 指定管理者の一番ネックなのは、5 年という契約の中で果たしてそれが次につながっていくのかという部分だと思う。確かに公募によらない方法をとっているということなので、余りその辺は心配はなさらないかもしれないけれども、今後行政として 5 年間の指定管理を例えば 7 年にするとか 10 年にするとかわからならないけれども、そういういわゆる契約期間というのは雇用との因果関係が出てくるので、その辺今

後どういうふうに扱っていくのか。今後いろんな指定管理が出てくるけれども、それはそれでそのときになればその都度いろいろあるかもしれないけれども、そのスタイル、いわゆる考え方、行政としての。やっぱりそういうことを言われて3年から5年というのがふえてきた、今。また、次回本当に雇用されるかわからないとか、契約が切れてしまえばそれで終わりなのかというのがあるから、その辺今後どんなふうに組み立てていくのか、ちょっとわかるならお聞きしたいのだけれども。

農林水産課長 具体的にご指摘のところは十分注意しなければならない部分だと思う。よって、これから5年間運営していく中で、収益を上げながらやはりそういう従業員の雇用をやったり確実にしていくという、そういうのがあっての重要な施設であると考えてるので、それは十分検討していくということで考えている。

姫路 敏 その辺うまくというか、働いている人にもやりがいのあるような部分で行政も後押ししてもらいたいなど、こういうふうに思う。

[委員外議員]

竹内喜代嗣 お聞きしたいのは、基本計画の部分でも質問提起したのだけれども、神林道の駅では国土交通省が道の駅のホームページにアクセスできるフリースポットも入っているし、そこで神林の道の駅の野菜市の場合は全員エコファーマーに認定されている方でもあるし、一人一人を紹介するような例えばフェイスブックなりホームページなりを立ち上げていくことがとても大事になるかと思う。全国からも買うことができるような。それから、村上市の野菜市などを紹介するようなことも必要だというふうに考えて、国土交通省も協力してくれると言っているわけだし、そういうようなことで今もお話しあったけれども、60歳過ぎた方が主にメンバーなわけだから、その人たちにやれと言ったってなかなか大変なので、そういった部分で市の支援は考えられないのか。

農林水産課長 今現在野菜市では大体80人ぐらいの農家の方が野菜を出荷している。その中でエコファーマー等の方もいるし、やはりどうやって人気がある、リピーターが多いということはほかにも知らせればなおふえていくということの要素を含んでいるので、それは商工観光課ともタイアップしながら、また国にお願いできる分はお願いしながら、そして一番大事なのが運営団体なので、運営団体の理解を得ながらもっと活性化というか売り上げ増を目指して進めていきたいというふうなことで考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第165号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第166号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

農林水産課長 それでは、議第 166 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の 19P をごらんいただきたい。施設の名称は、農産加工所である。指定管理者となる団体は、ゆりの会企業組合代表理事、小田美千子である。4、公募によらない理由は、当該施設を運営するために設立された法人で、施設の設置目的等を理解しており、平成 20 年 2 月 1 日から指定管理者としての実績があるためという理由からである。5、指定管理者となる団体の概要は資料に記載のとおりである。また、6 の下段に指定期間における申請指定管理料は無償としている。7、選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。以上、簡単であるが、説明とさせていただきます。

(質疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 166 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 5 議第 167 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

商工観光課長 それでは、議第 167 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、資料の 20P、21P をお聞きいただきたいと思う。資料 20P の公の施設の名称は、村上高等職業訓練校である。指定管理者となる団体は、職業訓練法人村上職業訓練協会会長、中山勝男である。指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とさせていただいた。4、公募によらない理由については、ここに記載のとおりであるが、職業訓練法人自体が村上職業訓練協会しか本市にはないわけだが、記載のとおり施設の設置目的を十分理解しているというものと、開設以来の今までの実績を見、限定指定とさせていただきたいということである。指定管理者となる団体の概要は資料に記載のとおりである。6 の施設管理及び運営の提案要旨の関連で、21P をお聞きいただきたいと思う。基本的には要旨等は記載のとおりであるが、一番下段、丸の指定期間における申請指定管理料、5 年間で 689 万円と記載させていただいた。これについては選定委員会の中でも議論いただいたところであるが、平成 28 年、今年度までは年間 45 万 3,000 円の指定管理料でお願いしていた。689 万円を

5年間とすると、平成29年度予算では137万8,000円という形になる。理由については、7の選定委員会の答申・意見の下段にあるとおり、了承はいただいた中でも受講生の確保が難しい状況であるということが委員の中からも指摘を受けている。受講生の数が時代背景の中で木造学科、要は大工さんの受講生がここ2年ゼロである。実は大工さんの建築学科の受講生があると、国県補助の手厚い補助の中で施設に関する管理経費の補助対象経費になるということで、お互いの協議の中で村上職業訓練協会さんのほうで一定の財源が確保できたわけだが、なかなかそれが確保できないという中で再度いろんなご協議をさせていただいて、必要経費のうちの一部を加算した結果、増額となったものである。以上である。

(質 疑)

本間 清人

この建物の建築組合の方々の趣旨はわかるが、事務所の中に建築国保の事務もそこで扱っているわけである。ところが、組合員の方ではないところも建築国保に加入している方もいるわけ。それとまた組合員だけれども、建築国保に加入していなくて、普通の国民健康保険に加入している方もいるはずなのだ。その建物が今指定管理を受けているにもかかわらず、その業務もその建物内でやっているという因果関係というか、その辺はどういうことなのだろう。

商工観光課長

きちっとした資料で何年からそういう形になっているというところは明示できないが、現状村上建築組合が事務所の一部で今委員のおっしゃられたような事務をやっているということは、当課としても把握はしている。いきさつとか経緯は今ほど申し上げたように、ちょっとご説明できないが、一部方々も村上職業訓練協会の指定管理業務にもちょっとお手伝いをいただいている実績はあるのかなど。その点についてはもう少し調べてからご報告させていただければありがたいと思う。

本間 清人

村上市建築組合国保ではないのだ。新潟県なのだ。だから県から業務委託を多分支部ごとにされているはずなので。だからその事務をやっている方、女性2人いるのだが。なぜかといううちの会社の職人さんも今社会保険全部やめてその組合の建築国保に加入させているわけ。なのだけれども、うちは村上市建築業組合なんか加盟していないわけ。だから、その分のあの方々の経費とかそういった分、例えば社協が村上市から大分補助金もらっているのに、ここで間借りしているというもおかしいという、そういう問題と同じ。だから、その辺をもう少し調べてもらいたいなど。別にそこで業務が建築の関係で建築組合の方入っているので国保徴収するものもあるし、それに入っていない方の分もあるし、いろんなケース・バイ・ケースというのがあるわけだから、そこで一緒にする分のほうが多分仕事の効率も俺はいいと思うし、それはいいのだ、そこに入っている。ただ、あくまでそこが自分たちの建物であってというのだったらいいけれども、あくまで公の建物を指定管理を受けるわけだから、例えば電気料、それからパソコン、通信、消耗品、そういったもの

の経費がどういう形でその部分が計上されているのかという部分は、やっぱりもうちょっと市のほうでもちゃんと管理するべきなのではないかなと思うのだけれども、
商工観光課長 委員おっしゃるように、今回の指定管理の積算の中に訓練協会の分については含めないという形で、こちらでお願いしている建物の維持管理、管理運営に関する分についてのみである。なお、今委員おっしゃる指摘の部分はごもっともであるので、再度その使用関係どうなっているか、再度整理をさせて適正な形で直させていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 今本間委員もお聞きしたわけだけれども、私もその点で少し疑問があるというふうな話聞いたことがあったものだから、要するに指定管理料の中にスタッフの給料が含まれるわけだと思うのだけれども、それがどのような組み立てになっているのか。例えば希楽々の問題については、具体的にトップの人が幾らということで回答もいただいた。そういう点ではどうなっているのか。

商工観光課長 指定管理料で見ている職員の人件費については、業務に係る職員の給料、法定福利費を含むが、担当者みみの事務量の年額の3分の1を積算させていただいて、あくまでも指定管理業務に携わる職員の業務量をちょっと協議させていただいて、3分の1分を計上させていただいている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第167号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第168号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

商工観光課長 それでは、議第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について、資料の22Pをお開きいただきたいと思う。公の施設の名称は、村上市民ふれあいセンター。指定管理者となる団体は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社理事長、高橋邦芳である。指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とさせていただいた。4、公募によらない理由については、ここに記載のとおりであるが、基本的に今までの実績と優良な運営状況を勘案して5年間の指定管理とさせていただいたものである。5、指定管理者となる団体の概要は後ほどごらんいただきたいと思う。めくっていただくと、23Pであるが、6、施設の管理運営及び提案要旨については記載のとおりであるが、6の欄の一番下にある指定期間における申請指定管理料は3億4,209万7,000円ということで、単年度ベースにすると平成28年度の当初予算で5,634万7,000円、これを3億4,209万7,000円を5年ベースにすると、平

成 29 年の当初予算については 6,288 万 5,000 円ということで増額になっている。この理由については、現在市民ふれあいセンターの業務の内容が多岐にわたり、1 人増員をお願いしたいということで 1 人分の人件費と、修繕料について毎年当初に見ている部分について、協定の中でお願いしている部分の修繕料が非常にふえてきている。今回も実は後ほど午後の委員会で補正のお願いをするところであるが、当初における指定管理料内の修繕経費について当初 50 万円であったが、100 万円に増額をさせていただきたいということで増額になっている。7、選定委員会の答申、意見の中の一番最後の行で、また次回の更新に当たっては公募による候補者の選定についても検討していただきたいというご指摘を委員の皆様から頂戴していた。これについても理事長を含め事務局のほうとも話し合いをしているし、当商工観光課の考え方としても、次回については公募による指定管理に向けた準備をこの 5 年間でしっかりとさせていただきたいというスタンスで臨みたいと考えている。以上である。

(質 疑)

本間 善和

ちょっと気になるのは指定管理料である。単純に 5 年間足すと 7,600 万、年間 1,000 万からの増というか、今までの総額と比べると。今課長のおっしゃった年間の増額なる分が人件費と修繕料というお話であったが、年間 1,000 万からの増額ということはどうな人件費を与えるつもりなのか。

商工観光課長

平成 28 年度総計で 5,634 万 7,000 円、平成 29 年当初で今のところ予定しているのが 6,573 万 1,000 円。1 人純増分については現在のところであるが、積算上であるが、専門学校卒業程度、高卒と大卒の間、専門学校卒業程度の初任給の規定になっている。そのほか人件費の増の要素としては、現在イヨボヤの里開発公社の事務局の職員は別途またご予算をお願いしているところであるが、指定管理に関する業務についても事務局職員が非常にかかわっているものだから、ある一定の給与ベースでのものを事務局経費に加算させていただいている。委員会でもその辺はご説明させていただいたところなのだが、平成 29 年当初ベースで 6,573 万 1,000 円であるが、イヨボヤの里開発公社自体は定期昇給の制度があるので、年々年額は上がっていくと。1,000 万という数字が、私ども押さえているところではちょっと平成 28 年と平成 29 年の差は 1,000 万ではなくて、約 1,000 万円であるが、800 万ベースで、5 年間で割ると年々後半のほうが上がってくる形になる。

本間 善和

ベースアップ、それから専門学校 1 人増員すると。この増員のほうからちょっとお聞きしたいのだけれども、何のために増員するのか。

商工観光課長

今村上市民ふれあいセンターの中で外に出て非常にやっていただいている業務がある。しかも、ボランティア的な要素もあるのだが、民間の方への支援という形で出ている部分があるし、観光に関する部分、利用の実態を考えると現スタッフでは本当に

ぎりぎりいっぱいやっているの、今後それこそ公募に向けた中で施設管理のあり方をきちんとしていく中で増員をお願いしたいということで、人事、財政と協議の上、1人やむを得ないだろうという形で選定委員会の中でご提案をさせていただいた次第である。

本間 善和 私の認識とすれば、増員するとなれば例えば施設の規模を大きくしたとか増設したとかというような目に見えるものではないという課長の答弁だろうか。

商工観光課長 今までぎりぎりでやっていただいていたという認識である。

本間 善和 それから、もう一点、ベースアップというベースアップのアップ率はどこから持ってくるのか。

商工観光課長 申しわけありません。率については今ちょっと資料持っていないので申しわけないのですが、給与の定款の中と規則の中で職員の給与のアップ率は別途給与表みたいな形で定めてあるので、後ほどその給与表についてはご提示させていただきたいと思う。

本間 善和 市との協定書の中にはそういうものは書いていないよね、市との協定書の中に。それ独自につくったベースアップ表という格好、規定なのか。

商工観光課長 指定管理になる前から管理運営業務委託のころから、旧村上市の時代だけでも、協議の上、定めてある。指定管理前のときから村上市と協議の上、定めてある給与表という認識である。

本間 善和 そうすると、指定管理になる前の協定書が生きているということなのか。

商工観光課長 指定管理のときに再度その給与表でいいかという、合併前ではあるが、協議はされているという認識である。

本間 善和 そのベースアップの表を参考に、後ほどどういう協定書なのか出していただけるか。

商工観光課長 協定書の中に給与の確かに記載、ベースアップ認めるとか何とかないと思うけれども、公社の中でのベースアップに基づく部分については、5年間の中で見ているので、後ほど提示させていただきたいと思う。

川村 敏晴 先ほどこの5年間の中で公募に移行することも検討するというふうなお話だったが、私は公的な施設を指定管理する団体、ここも含めて体育館等の総合型地域スポーツクラブ等もあるが、やはり収入で利益を得るような食堂経営だとか、そういうものの指定管理と違い、こういう部分については公募がそぐわないというか、そういう感もあるのだが。というのは、今給与の話も出ていたが、ここを公募するということは、今のイヨボヤの里開発公社の職員関係、これ全て入れかえというふうな考え方なのか、どこを公募の基準にするのか、その考え方だけひとつ聞きたい。

商工観光課長 委員おっしゃるとおり、今回の限定もそのようなことを加味して限定でさせていただいた。ここで公募の検討の具体を申し上げると、公営財団法人のままでは公募は無理だろうという考えで、組織そのものをこの5年間の中で見直す検討をしていく中で公募も検討していきたいというところである。委員おっしゃるとおり、今のままの公益財団法人の法規制のままで公募はできないという判断である。

川村 敏晴 極端な話が、公益財団を解散して民間団体にするということもあり得るということか。

商工観光課長 まだ公の形で、正式な場で議案とか提案という形では申し上げていないが、公益財団法人自体は解散というところに非常に厳しい法規制があつて、本会議でも一部質問があつたようにいろんな規制があるので、民間というよりも別な形の団体で、今のままでは当然収益性は低いということは十分認識しているので、他団体との調整も含めながら何らかの形で市全体を施設管理を含め、振興できる団体の設立を検討せよということで市長から指示はいただいている。

川村 敏晴 最後になるが、本来公の施設等は市の職員が管理すべき、運営すべきものだったが、こういう指定管理の制度ができて今のような形になった。それがまたさらに進展して民間公募となると、やはりそこに競争原理が働き過ぎて、要は職員の待遇がさらに劣悪になるということが市の発展に果たして、この地域の発展にプラスになるかならないかというふうな部分は十分検討させた上で、今後の検討を進めていただきたいと思う。

本間 清人 ふれあいセンターの中に誰とは言わないけれども、旧村上市の収入役いるよね。その方、今ポジション的にはどういうあそこの中のポジションなのか。

商工観光課長 事務局長である。

本間 清人 その事務局長というのは、あくまでふれあいセンターの事務局長ではなくて、全体のイヨボヤの里開発公社としての事務局長なのだよ。

商工観光課長 そのとおりである。

本間 清人 そうすると、例えば三の丸会館やらイヨボヤ会館やらふれあいセンターやらには、それぞれ館長さんがいて、全体の事務局長がずっとふれあいセンターの中にデスクを置いているわけ。はっきり言ったら事務局長というポジション、公益財団法人の中に必要性があるのかどうかなんていう検討はしていないのか。

商工観光課長 委員おっしゃるとおり、事務所はふれあいセンターに事務局長のほかには事務局職員がふれあいセンターのほうで公社全体の管理運営、経理関係を行っている。それぞれのセンター長は施設管理を中心に、その施設だけの管理であつて、全体の指定管理料も含めて施設の運営全体をふれあいセンターに本部を置かせていただいて事務局長と事務局員でやっていると。ちなみにふれあいセンターの前はイヨボヤ会館のほうに事務局があつたという経緯はある。

本間 清人 たしか事務局長は公募か何かだつたよね。その辺の期間とか、何か全然うちらには、ずっといるわけだろう。結局 10 年以上になるのかな。その辺の任期とかそういうのは全然俺ら何もわかっていないのだけれども、どうなの。

商工観光課長 事務局長の任期は 2 年である。ことしまた 2 年の改正をするので、何らかの形でそのうち動きはあるのだけれども、基本的には事務局長は必ず公募でしなさいという規則になっている。

本間 清人 2 年ごとというのは今まで例えば 5 回かそれぐらいの公募でずっと同じ人という形に

なっているのだけれども、そうするとあの人以外に公募はなかった。それとも別に手を挙げた人とかいなかった。

商工観光課長 詳細についてはちょっと資料等が把握できないが、ちょっと予測の域を出ないで申しわけないのだけれども、本人がもうというような形の段階で、あるいは著しく評議委員会とか理事会のほうでちょっとという話になるかどうかとかいう、その辺の関係で、今まで私の記憶の中では公募による再任という形はとっていなかったかなというふうに思う。

姫路 敏 公募による再任と今言ったよね。何て言った、今。

商工観光課長 選任に当たっては公募をするという形であるので、今現在だけれども、現在の事務局長以降は一度も交代、公募によりしていないので・・・

(何事か呼ぶ者あり)

商工観光課長 本人の続ける意思の中でという形になっていたのではないかなと。ちょっと詳細については把握していないけれども。

姫路 敏 事務局長の任期が2年と定められて、それが公募ということで決められていて、それを信任するのは市長なのだ、イヨボヤの里開発公社の理事長である市長が公募して、そしてそれにすることでそのまま来て、平成20年からか、もう9年ぐらいになる。その前収入役だから、あの人、旧村上市の。それで来ているわけだから、その10年間の流れにおいて、イヨボヤ会館、ふれあいセンターも含めて非常に実績が下がっているわけ。例えばイヨボヤ会館の人の入りなんてというのはぐっと下がっているわけだ。それでリニューアルしようか何しようかといろいろと考えてきているわけだ。やっぱり活性化させる、勢いを持たせるというのは、残念だけれども、そういう部分でいうと同じ事務局長がいつまでもということは、非常に組織の中においては活性化が薄れてくるところがあるわけ。したがって、そういうところも行政として指導させた上でやらないとまずいだろうと。それともう一つは、ふれあいセンター一生懸命に頑張っているんで、私は人を増やすのは何ら問題ないと思う。そのかわり実績を上げてくれよと、これは結果が全てだと思うので、そういう意味合いを込めてお話ししてあげるといのもひとつの手なので、確かにいけば昇給もしていく、当たり前の話だ、それは。だから、5年でやめられて、次は違う団体が入るのだなんていうとまた問題もあるし、ふれあいセンターそのものというのは、文化的な祭典をあそこで何度もする。文化的なこととは教育上そこでやらなければならない部分もあるので、できれば民間の効率だけで持っていけない部分もたくさんあるので、ぜひ公募という形よりもやっぱり今の状態の中で上手に効果を出せるように人件費も上げてやればいいし、どんどんやればいいのだ、そんなものは。ただ、内容のところという、事務局長がいつまでもいるというのも少し考えてもいいのかなとは思。どうか。

商工観光課長 ちょっと私の説明不足の分があつて、事務局長は昇給はない。ずっと据え置き給料

である。

姫路 敏 事務局長は公募で2年の特別職の非常勤勤務と同じような扱いの給与体制なので、何ぼいても給料なんか上がらない、それはわかる。事務局長というのはイヨボヤの里開発公社という中でいろんな施設を運営している中のトップということだ、事務局長は。そのトップがやっぱり少しかわると風も変わってくるのだろうというのを言っているわけである。だから、同じ人がずっといるのもあれだということもそうなるわけである。あの人も頑張っているのだけれども、結果がやっぱり見出せないとなかなか難しいだろうと。あと職員さんは一生懸命やっているわけだから、どんどんお給料を上げて、頑張ってもらいたいというのが私の考え方である。ふれあいセンターも2人も3人もふやしてどんどん給料を上げて、そのかわりどんどん回るようなすばらしい運営をしてもらえばそれでいいと思うのだけれども、私の考え方はいかがか。

商工観光課長 ありがとうございます。ただ、局長となると個人的な、趣旨として委員おっしゃるとおりに組織の活性化は必要だということは十分認識している。職員の給料についてのご意見についても十分承った。ただ、公益財団法人の中での仕組みのままでどんどん、どんどんいっぱい収入を上げるところに若干の法規制があるので、公益財団法人のままで収益性をがんがん、がんがん上げるには課題があるということで、委員の今の意見を踏まえて、この5年間の中でしっかりと検討をさせていただきたいというふうに思う。

本間 善和 もう一度ちょっと確認したいのだけれども、この5年間の総額の3億4,009万7,000円という格好だよ。そして毎年のように年度ごとの協定書というのは締結するよね。例えばその年度ごとのやつが6,500万ぐらいになると。そういう意味だよ。そして年度の途中で例えば職員のベースアップがあったというような格好で賃金のベースアップのため、その年度額が増額するということはあるのか。

商工観光課長 5年の積算の中にベースアップ分は含んでいる。なので、途中での人件費による増はない。

本間 善和 ないね、確認した。いい。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第168号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第169号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

商工観光課長 それでは、議第 169 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、説明資料の 24 Pをお開きください。施設の名称は、村上市営あらかわゴルフ場である。指定管理者となる団体は、あらかわゴルフ場運営グループ代表法人グリーン産業株式会社代表取締役、荒川義克さんである。指定期間については、5年間とさせていただいた。公募によらない理由については記載のとおりであるが、年々施設が老朽化する中で営繕等に努めていただき、サービスや施設整備の加味等を含め、利用者からの評価も上がってきているということで限定とさせていただいた。指定管理者となる団体の概要は記載のとおりである。6番、施設管理及び運営の提案要旨であるが、ここに記載をさせていただいたとおり、さまざまな取り組みを行っているという積極的な姿勢が見受けられている。めくっていただいて、25Pのほうにもレストランメニューやコンペ景品等の地元の産物等、評価できる内容の提案趣旨となっている。指定期間における申請の指定管理料であるが、5年間で9,310万円を予定している。平成28年度が約657万円、それで平成29年度は666万4,000円という試算をしている。増の理由については、今回の指定管理にある人件費の基準の見直しの中での精査をさせていただいたところと、カートが非常に老朽化していて年次計画のカートの入れかえを見込んでいるため増額となっている。以上である。

(質疑)

姫路 敏 カートは1台どのぐらいするものか。
商工観光課長 観光交流室長から説明する。
観光交流室長 カート、買い取りではなくてリースで積算していて、年間96万円ほどの経費で5台の新規カートのリースを予定しているの、1台当たり19万2,000円ほどの経費を見ているということになる。
姫路 敏 リースでなければいけないのか。借りていたほうがいいのか。リースでなければいけない理由は。
観光交流室長 リースで導入したほうが経費負担が平準化されるということでリース導入をしている。
姫路 敏 リースというのは収益の上がる会社はリースする。収益の上がない会社がリースするのは。経費としての一発で平準化で落とせるというのものもあるかもしれないけれども、それは税務上の問題だからそれはそれで、わかった。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第169号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8

議第 170 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 議第 170 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の 26 P をごらんください。施設の名称は、大津農村公園である。書いてはいないが、面積は 2,948 平方メートルになる。指定管理者となる団体は、大津区長、渡辺雅雄である。4、公募によらない理由は、地区の公園として一定の管理権限を持って自主的な運営を行うため、大津区を指定管理者として指定したいという理由からである。5、指定管理者となる団体の概要は資料に記載のとおりである。また、6 の下段に指定期間における申請指定管理料は無償としている。7、選定委員会の答申・意見については、団体及び指定申請書の内容のとおり、了承の答申を受けている。以上、簡単であるが、説明とさせていただきます。

（質 疑）

姫路 敏 草刈りとかそういったものというのはどういう対応で行っているのか。

農林水産課長 指定管理者が行っている。

姫路 敏 公園の中には有料の貸し付け遊具とか、そういったものは農村公園の中にはあるのか。

農林水産課長 当方で工事したのは盛り土とフェンスで、遊具とかはない。

姫路 敏 そうすると、指定管理者がよそから収入を得るといったことはないという形の考え方でよろしいのか。

農林水産課長 農村公園自体、収益を得るといったふうなことにはなっていない。

姫路 敏 問題なのは、指定管理者が草刈りとかする義務を負っているのであれば、草刈りすれば草刈り機械ですものだろうし、刃もこぼれるし、やっぱり油代も使うだろうし、いろんな意味で。そうすると、やっぱり指定管理者になったはいいけれども、市から一円も来ないでこんな草ばかり刈れなんていってなんていう話が出てきそうな気がするのだ。したがって、私は指定管理者との契約の中では金額まではいかないかもしれないが、草刈り等のものについてみれば要請があった場合は市のほうで何かしらの補填をするとか、そういったものはないのかなとは思いますが、これいかなものか。どこでもあり得る話だけれども、これは。

農林水産課長 今農村公園条例では 37 ぐらいの農村公園があるが、全て指定管理しているところにおいてはそういった自分たちで自主的に草刈り等、住民の方でしていただいている、そういう草刈りで非常に負担だというふうな話は今のところ来ていない。

姫路 敏 少なくとも我が町内草刈りやっている人たちは町内で油代出したりして、そして作業そのものはボランティアだけれども、刃壊れたの何だの、刃 1 つ何百円だとかとやっているわけ。その辺のところちょっと気を使ってあげると、やっぱりうまくいく

と思う。全部そんなことはしていないからいいのだよ、しなくてという考え方ではなくて、その辺ちょっと、今これに反対するものではないけれども、そういう話があった場合は上手にこなしてもらいたいけれども、いかがか、その辺。

農林水産課長 農村公園の有効活用等、住民の皆様がやっぱり一番使って負担してもらっているので、そういうお言葉がいろいろ出てきたら、そのようなことで対応したり、集落の方と相談したりというようなことはしなければならぬものと考えている。

本間 善和 課長、たしか盛り土と言ったのだけれども、私の記憶だと盛り土の下は防火水槽だった。

農林水産課長 西興屋が防火水槽の関係で工事したところで。

本間 善和 こっちではなかった。

農林水産課長 はい。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 170 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

商工観光課長 済みません。先ほどのあらかわゴルフ場の説明の中で、私誤りがあったので、議決後で申しわけございませんが、説明のし直しをさせていただきます。資料の 25P であるが、指定期間における申請指定管理料の説明の中で、私 650 万と言ったが、平成 28 年度の歳出が 6,570 万、平成 29 年度ベースになると歳出ベースが 6,664 万円ということで、上がる分が人件費とカートのリース料である。9,310 万であるが、ここは併用型であって、委託料と収入の差額が年間約 1,800 万、その分の 5 年分で約 9,300 万という指定管理料になるということであるので、ちょっと説明を訂正させていただき。

姫路 敏 ということは、それだけ赤字になるということ。

商工観光課長 指定管理料が委託併用型であるので、赤字となっている。

姫路 敏 了解。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。

（午前 11 時 15 分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。

（午前 11 時 25 分）

日程第9 議第173号 平成28年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(商工観光課長 竹内和広君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

商工観光課長 それでは、議第173号 平成28年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万を追加して総額を7,190万のお願いをするものである。内容についてご説明申し上げます。7、8Pである。歳入については、他会計からの繰入金41万2,000円と前年度繰越金78万8,000円を計上させていただいた。おめくりいただいて9P、10Pであるが、総務費、総務管理費、一般管理費で10P、葡萄スキー場運営経費測量設計等委託料120万の増額をお願いしている。測量する物件については、スキーセンターという名称であるが、面している下のほうのロッジの外壁及び屋根等が老朽化しているため、その修繕改修についての測量設計委託料の補正をお願いするものである。ご予算をいただいた後、改修は平成29年の当初予算には間に合わないので、平成29年度オープン前にあわせて平成29年度の補正予算でお願いしたいというふうに考えている。以上である。

(質疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第173号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第177号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

下水道課長 それでは、議第177号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について概要をご説明させていただく。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,180万円を減額し、予算の総額を52億2,150万円にさせていただくものである。第2条の債務負担行為の補正及び第3条、地方債の補正については、第2表、第3表でご説明させていただくので、4Pをお開きください。第2表の債務負担行為の補正については、平成29年度のマンホールポンプ維持管理業務の業者選定を今年度中に行う必要があるため、債務負担行為をお願いするものである。次に、5Pをお開きください。第3表の地方債補正については、下水道建設事業費の

減額補正などに伴い、限度額の変更を行うものである。次に、歳入歳出の主なものについてはご説明申し上げますので、9P、10Pをお開きください。歳入になるが、10Pの説明欄で第3款1項1目下水道事業費国庫補助金については、社会資本整備総合交付金の交付決定額の減額に伴い、2,800万円を減額させていただいた。第4款1項1目一般会計繰入金については、事業の決算見込みから5,532万4,000円を減額させていただいた。第5款1項1目の繰越金については、前年度決算より昨年度からの繰越金5,652万4,000円を追加させていただいた。第6款3項1目の受託事業収入については、水道管補償に係る受託事業の精算見込みから2,300万円を減額させていただいた。第7款1項1目の下水道事業債については、公共下水道事業債で交付金の減額に伴う建設事業費の調整により4,120万円を、2、公共下水道事業債特別措置分については、発行可能額の決定により20万円を、3、資本費平準化債については、今年度から減価償却費の計算方法が変更になり減額となることから4,060万円を減額させていただき、合計で8,200万円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。11P、12Pをお開きください。12Pの説明欄で、第1款1項1目総務管理費の公共下水道事業総務管理経費については、平成27年度分の消費税確定申告により今年度の納付税額が確定したので、消費税583万6,000円を減額させていただいた。公共下水道事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整により229万円を増額させていただいた。2目施設管理費の1、公共下水道事業施設維持管理経費については、浄化センターや汚水ポンプなど下水道施設の緊急対応の修繕費に500万円を追加させていただいた。次に、2項1目下水道建設費については、交付決定をいただいた社会資本整備総合交付金の事業費に合わせ、事業箇所や事業規模の見直しをして1億963万9,000円を減額させていただいた。1、公共下水道建設経費の工事請負費については、ガス、水道の受託事業の減により2,380万円を、補償金については水道管の移設補償の減により2,400万円をそれぞれ減額した。次に、2、公共下水道改築更新経費になるが、こちらは全て交付金事業の減額決定に伴い、減額補正させていただくものである。測量設計等委託料については、村上浄化センターの長寿命化計画策定業務委託料などで1,900万円を、工事委託料については、日本下水道事業団に委託している瀬波第2中継ポンプ場改築更新工事の委託料で1,900万円を、工事請負費については瀬波1号幹線圧送管の改築工事費で1,200万円を、補償金については瀬波1号幹線圧送管改築工事で予定していた水道管補償で50万円をそれぞれ減額させていただいた。次に、3、公共下水道建設事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整などにより1,133万9,000円を減額した。次に、2款1項1目公債費、元金についてであるが、13、14Pをお開き願う。説明欄で1、公共下水道事業資本費平準化債償還元金であるが、こちらは平成27年度末の資本費平準化債に係る借入額が確定し、今年度支払いの償還元金の額が確定したので、142万6,000円を減額をした。2目利子については、平成27年度の事業

債及び資本費平準化債、それぞれの借入額、利率が確定したので、不用となる 2,220 万 7,000 円を減額した。次に、第 3 款 1 項 1 目予備費だが、予算書の端数調整のため 1 万 8,000 円を増額させていただいた。以上である。よろしく願います。

(質 疑)

- 本間 清人 交付額の決定ということでこれだけの減額という形になったわけであるが、それで歳出を見ると建設費のほうが 1 億 6,000 万、大した金額ではないとはいえども、これがもし今後の見込みで来年度、再来年度、今下水道工事に関する計画あるわけではな
いか、平成三十何年まで。そこの工期的なものに何か響くことというのではないのか。
- 下水道課長 このたびの交付決定の減額については、今整備を進めている建設費の分と、維持管理
に係る改築工事の分というようなことで 2 つに分かれていて、整備を行っているほう
についてはほぼ満額ついてきている。それで改築工事、長寿命化のほうが約半分
ぐらいということで、そちらのほうが多くなっている。
- 本間 清人 歳入を見ると一般会計の繰入金金を 5,500 万強戻して、それで前年度繰越金から同額ぐ
らいのやつを追加しているわけではないか。前年度繰越金、これ今回 5,600 万強のや
つを今今回繰り入れると、前年度繰越金あとどのぐらいの残額が残るのか。
- 下水道課長 これについては 9 月補正で留保していた金額から全額 5,652 万 4,000 円をこちらのほ
うに繰り越しさせていただいたということである。
- 本間 清人 全額。
- 下水道課長 はい。細かい端数はつくけれども。
- 姫路 敏 5 P のところの地方債の補正なのだけれども、これも金額少なく限度額をそれなりに
縮めていっているわけ。この政府系金融機関というのはどこか、政府系金融機関の
相手というのは、下水道何とか、何かあるのか。例えば市中銀行は使えないのか、
これは。
- 下水道課長 財政融資資金というところから。
- 姫路 敏 前も私それちょっと質問したことがあるのだけれども、利息というのはどんなものか、
5%以内というの、どのぐらいになっているのか、現実的に。
- 下水道課長 起債の利息については公共下水道事業債で 0.2%になっている。資本費平準化債等
であると、今 0.5 から 0.13% というふうなことになっている。
- 姫路 敏 わかった。そのぐらいだと、もう市中銀行で入札かけても太刀打ちできないというこ
とか。
- 下水道課長 そういうこと。
- 姫路 敏 わかった。

[委員外議員]

- 竹内喜代嗣 公共下水道だから 3 種類だかあったかと思うのだが、下水道料金の収入というのはど

ここに入ってきて、まず歳入の3、4、5、6、7まであるわけだが、どこになって金額はどうかと。

下水道課長 今ほどの収入に関しては、このたびの補正の款項目のほうはない。

(何事か呼ぶ者あり)

川崎委員長 後で聞きに行つて。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第177号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第178号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

下水道課長 それでは、議第178号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について概要をご説明させていただく。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万円を減額して、予算の総額を11億2,760万円にさせていただくものである。第2条の債務負担行為の補正及び第3条、地方債の補正については第2表、第3表でご説明させていただくので、4Pをお開きください。4Pの第2表の債務負担行為の補正については、下水道事業と同様に平成29年度のマンホールポンプ維持管理業務の業者選定を今年度中に行う必要があるため、債務負担行為をお願いするものである。次に、5Pをお開きください。第3表の地方債の補正については、今年度から資本費平準化債の減価償却費の計算方法が変更になったことに伴い、発行額が減額となることから限度額の変更を行うものである。次に、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げる。9P、10Pをお開き願う。歳入になるが、第3款1項1目集落排水事業県補助金については、集落排水整備事業の起債償還に係る県補助金の交付決定の減額に伴い、192万6,000円を減額させていただいた。第4款1項1目一般会計繰入金については、決算見込みにより277万4,000円を増額させていただいた。第5款1項1目の前年度繰越金については、前年度決算により昨年度からの繰越金375万2,000円を追加させていただいた。第7款1項1目の集落排水事業債については、資本費平準化債において今年度から減価償却費の計算方法が変更になって減額となることから1,300万円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。11、12Pをお開き願う。第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業総務管理経費については、平成27年度分の消費税の確定申告により、今年度の納付税額が確定したので、消費税32万9,000円を減額させていただいた。2、集落排水事業職員人件費については、人事異動による人件費の調整により432万4,000円を減額させていただいた。2項1目農業集落排水建設費の1、集落排水改築更新職員人件費については、人事異動による人件費の調整に

より 16 万 4,000 円を増額させていただいた。次に、第 2 款 1 項 2 目公債費、利子についてであるが、こちらは平成 27 年度の事業債及び資本費平準化債、それぞれの借入額、利率が確定したので、不用となる 386 万 3,000 円を減額した。第 3 款 1 項 1 目予備費については、予算書の端数調整のため 4 万 8,000 円を減額させていただいた。以上である。ご審議のほどよろしく願います。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 178 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 12 議第 179 号 平成 28 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長 それでは、議第 179 号 平成 28 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。1 P をごらんいただきたい。第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 280 万円を追加して、予算の規模を 8 億 4,030 万円とするものである。次に、ちょっと飛ぶが 7、8 P をごらんいただきたい。歳入である。第 4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金を 5 万 9,000 円減額し、第 5 款繰越金では前年度繰越金の確定に伴い、285 万 9,000 円を増額するものである。次に、9 P、10 P、歳出のほうを説明申し上げます。ごらんいただきたい。歳出では、第 1 款総務費、1 項 1 目一般管理費では、人事異動、育児休業等に伴い、職員人件費 757 万 6,000 円を減額する。また、2 目施設管理費では、今後の施設の不時修繕に備えさせていただいて、修繕料 1,099 万 7,000 円等を増額させていただくものである。次に、2 款施設費、1 項 1 目施設建設費では、人事異動に伴う職員人件費 62 万 1,000 円を減額するものである。以上である。よろしく願います。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 179 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 13 議第 180 号 平成 28 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

水道 局長 それでは、議第 180 号 平成 28 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 1 号）である。こちらについて説明を申し上げます。1 P をごらんください。まず、第 2 条は収益的収入及び支出の補正である。収入で第 1 款水道事業収益、第 2 項営業外収益を 57 万 9,000 円減額をする。収益的支出の予算を 11 億 3,998 万 7,000 円に、また支出では第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 67 万 6,000 円減額し、収益的支出の予算を 10 億 5,531 万 9,000 円とするものである。第 3 条は資本的収入及び支出の補正で、申しわけないが、2 P をごらんいただきたい。第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費を 74 万円減額をし、資本的支出の予算を 8 億 5,363 万 5,000 円とするものである。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 6 億 5,882 億 6,000 円となる。これを当年度消費税等資本収支調整額 3,806 万 5,000 円、当年度分損益勘定留保資金 4 億 797 万 5,000 円、減債積立金 1 億円及び建設改良積立金 1 億 1,278 万 6,000 円で補填をするものである。補正の内容については、3、4 P をごらんいただきたい。第 2 条の収益的収入及び支出においては、収入で 1 款水道事業収益、2 項営業外費用、2 目他会計補助金で上水道統合前の簡易水道にかかわる企業債償還金利息等が確定したため 57 万 9,000 円を減額をする。また、5、6 P をごらんいただきたいが、支出では第 1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費では人事異動等により、それらの調整により人件費 97 万 5,000 円を、また冬期間の配水管等の施設の不時修繕に備えさせていただいて、修繕料 486 万円の合わせると 583 万 4,000 円を追加させていただく。また、総係費では人事異動等による構成職員の変更に伴う調整により、給料、手当、賞与、引当金及び共済費、合わせて 651 万円を減額し、営業費用全体で 67 万 6,000 円を減額するものである。また、7、8 P をごらんいただきたいが、3 条の資本的収入及び支出については、拡張事業費において職員人件費 74 万円を減額するものである。大変申しわけないが 2 P にお戻りをいただいて、最後に第 4 条のところであるが、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正である。職員給与費を 627 万 6,000 円減額して、1 億 2,539 万 4,000 円とするものである。以上である。どうぞよろしく願います。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

- 竹内喜代嗣 1 Pに減債積立金約1億円、建設改良資金からも積立金を取り崩してということなのだが、それぞれの積立金は一番大きい額で積み立てた金額から現在の金額残でどういふふうに動いたのか、簡単な説明でいいので教えてほしい。
- 水道 局長 一番大きいというと、村上市の上水道事業会計が始まってからということか、ちょっと確認で。
- 竹内喜代嗣 わからなければ後でいい。
- 水道 局長 いつからということか。
- 竹内喜代嗣 一番ふえたときに幾らになって、現在基本料金の統一が平成30年に終わるわけだから、現在の時点で積み立てたものを取り崩して工事をやっているわけだ。そういうふうにかえるのか、いかがか。
- 水道 局長 それでは、どのような資料かというふうなことでお出しできるものであればお出しを申し上げたいと思うが。それでよろしいか。
- 竹内喜代嗣 年度ごとでよい。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第180号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前11時55分）